

佐賀県東部工業用水道規程第2号

佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第7号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月19日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則 <u>（施行期日）</u> 1 この規程は、公布の日から施行する。 <u>（50歳を超える職員の給与の特例）</u> 2 <u>行政職給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち50歳を超える職員に係る次の各号に掲げる給与の特例については、それぞれ当該各号に定める規定に基づく一般職員の例によるものとする。</u> <u>(1) 給料月額、地域手当、期末手当及び勤勉手当 佐賀県職員給与条例附則第9項から第12項まで</u> <u>(2) 管理職手当 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号）附則第2項</u></p>	<p>附 則  この規程は、公布の日から施行する。</p>

附 則  
この規程は、公布の日から施行する。